

処遇改善の新加算、同じサービスでも加算率は2段階 手厚い配置を評価 厚労省提案
《 自民・介護委 10日 》

ベテランを中心とした介護職員の賃上げに向けて来年10月に創設する新たな加算をめぐり、厚生労働省は、同じサービスの中でも2段階の加算率を設定する方向で検討を進めている。介護福祉士の手厚い配置が要件の加算を取得しているなど、人材の確保・育成に力を入れている事業所を相対的に高く評価したい考えだ。

10日に開かれた自民党の介護委員会で説明した。12日の社会保障審議会・介護給付費分科会で提案する予定。ここでコンセンサスを得て年内に具体像を決める。

厚労省は新加算について、サービスごとに異なる加算率を設けてリソースを配分していく方針を既に固めている。既存の「処遇改善加算」と同様の設計だ。サービスごとの加算率を定める際は、「勤続10年以上の介護福祉士がどれだけいるか」を指標として新たに用いる。

ただこの手法だと、努力して専門性の高い人材を多く育てている事業所とそうでない事業所の評価に差が出ない。このため関係者から、同じサービスの中でも取り組みに応じてリターンを変えるよう求める声があがっていた。厚労省はこうした要望に応える構え。新加算の増収分を事業所内でどう振り分けるかは、事業者に一定の裁量を与える方向で調整が続けている。

厚生労働省は29日、業界の深刻な人手不足の解消に向けて来年10月に実施する賃上げについて、障害福祉の現場で働く職員も介護領域の職員と同様の仕組みで対応する方針を固めた。2つの制度は異なるため細部に違いは出るが、基本的に介護保険でとる措置を踏襲していく。都内で開いた「報酬改定検討チーム」の会合で提案し、委員から大筋で了承を得た。

・第3回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料

来年10月の賃上げは障害福祉の職員も対象。政府は昨年末、ベテランの介護福祉士などを中心とした処遇改善を行う構想を打ち出した政策パッケージの中に、「障害福祉人材についても同様」と書き込んでいた。

厚労省は介護保険の議論を先行させており、すでに介護報酬の新加算を創設する方針を固めている。現行の「処遇改善加算」のように、サービスごとの加算率でリソースを分配する設計にするという。新加算による増収分を事業所内で配分する際は、経験・技能のある介護職員を優先してもらおう考え。施策の効果を高めるため、ケアマネジャーや看護師、事務員などに大部分を充当しないよう求める構えだ。

厚労省はこうしたフレームを障害福祉サービスの報酬でも採用する。介護保険の動向を横目に見つつ、これから細部を詰めていく方針。年内には具体像を明らかにする。